

人事労務Q & A -no 5

Q. 従業員数が50人の繊維製品製造業です。今年学卒で入社した正社員がアルバイトをしたいと言ってきました。「給料が安く、生活がギリギリなので、趣味に使えるお金が欲しい」そうです。

当社の就業規則にはアルバイトを禁止する規定も、逆に認める規定もありますが、これまでそのようなことを言ってきた社員はいません。また、賃金水準（所定内賃金）は世間並で特別低いわけではありませんが、残業がほとんどありませんので、残業の多い会社に就職した同期と比べると、どうしても収入は低くなってしまいます。アルバイトを認めなければならないのでしょうか。

A. アルバイト自体を禁止することは難しいと考えられます。会社の業務に支障がない範囲で認めた方がよいでしょう。ただし、労働時間の管理には注意が必要です。

【兼業・副業の考え方】

パートタイマーやアルバイトなど、ごく短時間働く従業員は別として、フルタイムで働く正社員が他社で働くということはこれまであまり多くはありませんでしたし、多くの会社ではそれを認めてきませんでした。しかし、副業を禁止する就業規則がある会社において、アルバイト（他社で就業）をしたことを理由とする解雇が無効であるとして争われた事案で、多くの裁判例は、労働時間外や休日をどのように過ごすかは労働者の自由であることを理由として、解雇を無効と判断しています。もっとも、競業会社で働くなどで企業秘密が漏洩する可能性がある場合や長時間労働で本業での労務提供に支障がある場合などには解雇が有効と認められている例があります。

こうした裁判例等を踏まえると、アルバイトを一律に禁止することは難しいと考えられます。厚生労働省が作成しているモデル就業規則でも、従来は兼業・副業は原則として禁止としていましたが、最近では原則として認めるという表現に変わっています。

まずは、どのようなアルバイトなのかを確認し、それによって会社が損害を被ることがないか、これまでどおり労務が提供できるかを確認し、貴社の業務に支障がないようであれば従業員がアルバイトをすることを認めざるを得ないでしょう。

【労働時間の管理】

労働基準法第38条第1項は、「労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。」と定めています。この条文の解釈をめぐっては争いのあるところですが、厚生労働省は『「事業場を異にする」とは、事業主を異にする場合も含む』と解しています。つまり、貴社の就業時間外に貴社とは別の会社でアルバイトする場合でも労働時間は通算して計算し、1日8時間を超えれば残業代を払ってくださいという趣旨だと解しています。アルバイト先での働き方が自営業や業務委託の

ように労働基準法の適用がない働き方であれば通算の問題は起こりませんが、アルバイト先でも雇用される場合には労働時間を通算して計算しなければなりません。

それでは、貴社で7時間、アルバイト先で3時間働いた場合、どちらがどれだけ残業代を負担するのでしょうか。厚生労働省は「副業・兼業の促進に関するガイドライン（※）」の中で、「自社の所定労働時間と他社の所定労働時間を通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分は後から契約した会社の時間外労働となる。」としています。もし、アルバイト先が貴社よりも後に雇用契約を結んだのであれば、アルバイト先が8時間を超える2時間分について残業代を支払わなければならないこととなります。逆に、学生時代からアルバイト先で働いていて、貴社に就職した後もそのアルバイトを続けるということであれば、貴社で働いた7時間のうち2時間については割増賃金を支払うべきということになります。

アルバイトを認めるべき根拠が、労働時間外や休日をどのように過ごすかは労働者の自由であるからというのであれば、労働者が自由にアルバイトをしている時間を管理せよということには矛盾を感じます。7時間しか働いていないのに、残業代を払わなければならないとすれば、アルバイトを認めるわけにはいかない、と考えるのももったもだと思います。しかしながら、たとえ残業代を支払わないとしても、アルバイトをしていることを知っていて、貴社が長時間の残業や休日労働を命じたことで、労働者が健康を害したとしたら、貴社にも責任が生じることになると思われます。アルバイトを認めただけで、それが雇用なのかそれ以外なのか、いつ、どの程度の時間働くことになるのか、そうしたことを踏まえた労務管理が必要だと言えます。

※副業・兼業の促進に関するガイドライン（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkkyoku/0000192844.pdf>

人事労務倶楽部 代表（社会保険労務士）

宮内 雅也

〒666-0151 川西市美山台1-3-122

TEL&FAX 072-795-0969

E-mail jinjiroumu-club@zeus.eonet.ne.jp